

# 東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程

株式会社日本住宅保証検査機構

(趣旨)

第1条 この東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社日本住宅保証検査機構(以下「当機関」という。)が、東京都が定めた東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき実施する、東京ゼロエミ住宅指針(以下「指針」という。)に定められた認証事項が認証要件に適合するかの審査(以下「認証審査」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 認証審査の業務は、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(認証審査の業務を行う時間及び休日)

第3条 認証審査の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前8時30分から午後5時20分までとする。

2 認証審査の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日

(3) 12月29日から翌年の1月4日まで

3 認証審査の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に建築主との間において認証審査の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 当機関の主たる事務所の所在地は、東京都江東区亀戸2丁目26番10号とする。

2 同 東京支店の所在地は、東京都江東区亀戸1丁目14番4号とする。

3 同 埼玉支店の所在地は、埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号とする。

4 同 千葉支店の所在地は、千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地とする。

5 同 神奈川支店の所在地は、神奈川県横浜市中区尾上町3丁目35番とする。

(認証審査の業務を行う区域)

第5条 当機関の業務区域は、東京都とする。

(認証審査の業務を行う範囲)

第6条 当機関は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「住宅品質法」という。)法第7条第2項各第1号から第3号までに掲げる住宅の種別ごとの、設計確認審査、設計変更確認審査及び工事完了検査に係る認証審査の業務を行うものとする。

(認証審査の実施方法)

第7条 当機関は認証要綱の規定に従い認証審査を実施する。

- 2 認証要綱第9条第1項に定める設計確認申請の場合、当該建築主は、当機関に対し、同条に定められた添付すべき図書を2部提出しなければならないものとする。
- 3 認証要綱第13条に定める設計変更確認申請の場合、当該建築主は、当機関に対し、同条第1項及び第2項に定められた添付すべき図書を2部提出しなければならないものとする。
- 4 認証要綱第16条に定める工事完了申請の場合、当該建築主は、当機関に対し、同条第1項から第3項に定められた添付すべき図書を2部提出しなければならないものとする。
- 5 前3項の規定により提出される図書(以下「認証審査用提出図書」という。)の受理については、あらかじめ建築主と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

#### (認証審査の受理及び契約)

第8条 当機関は、認証審査の各申請があったときは、次の事項を審査し、当該認証審査用提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第5条に定める認証審査の業務を行う区域に該当するものであること。
  - (2) 認証審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
  - (3) 認証審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 認証審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の確認により認証審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
  - 3 建築主が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、建築主に認証審査用提出図書を返還する。
  - 4 当機関は、第1項により認証審査の各申請を受理した場合においては、建築主に引受承諾書を交付する。この場合、建築主と当機関は別に定める東京ゼロエミ住宅認証審査業務約款(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。

#### (認証審査料金)

第9条 機関は、認証審査の実施に関し、別に当機関において定める認証審査料金を徴収することができる。

- 2 当機関は、前項の認証審査料金についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

#### (事前相談)

第10条 建築主は、認証審査の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第11条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び取下げ並びに認証書等又は不交付通知書等の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(東京都への報告等)

第12条 当機関は、公正な業務を実施するために東京都知事から業務に関する報告等を求められた場合、認証審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則)

この規程は、2019年9月17日から施行する。